

山形県立点字図書館の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県立点字図書館」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせいたします。

1 施設名 山形県立点字図書館

2 募集期間 令和2年8月4日から令和2年9月15日まで

3 申請団体数 2団体

4 指定管理者として指定した団体

社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 山形市大字大森 385 番地

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項	(1) 管理運営の基本方針	・ 県立施設としての役割を適切に実行でき、点字図書館の設置目的に合致していること。 ・ 申請者の経営モラルが適切であること。	満たしていなければ失格
	(2) 収支計画の適格性	・ 収支計画が適正で、事業計画との整合性が図られていること。	
	(3) 施設の維持管理の適確性	・ 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があること。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致していること。	

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
	(4) 労働法令の遵守	・労働関係法令を遵守していること。	
2 施設の平等利用の確保	(1) 平等利用を図るための具体的手法と期待される効力	<ul style="list-style-type: none"> ・生活弱者等へ配慮するとともに、事業内容に偏りが無いこと。 ・正当な理由なく利用を拒まず、不当な差別的取扱いを行わないこと。 	5
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(1) 管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス水準を維持しつつ、提案額は県が示す上限額よりも節減が図られていること。 	10
	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳、音訳、その他奉仕員を育成し、点字図書、録音図書の充実を図ること。 ・障がい者団体・ボランティア団体の連携・協働を図ること。 ・ボランティアの技能向上等への支援を適切に行うこと。 ・年間蔵書整備計画数が適切であること。 ・相談体制が適切であること。 ・相談支援・指導訓練技術が確保され、実施体制が適切であること。 ・新規事業等の実施にあたっては、県立施設としての役割の趣旨を十分に踏まえて具体化した事業を積極的に行い、利用者サービスの向上を図ること。 ・準備業務（業務引継ぎ）に関する内容及びスケジュール等が適切であること。 	36
	(3) 施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・県が求めている管理の基準に合致していること。 ・施設・設備等について関係法令に則った適切な維持管理を行うとともに、効率的に計画されていること。 	7

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
	(4) 利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者の拡大を図るための取組が適切であること。 	6
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に実行する能力を有する	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置職員において実務経験者を適切に配置するなど、自立支援に係る処遇レベルを確保できること。 ・職員の採用等、確保方策が適切であり、新たに採用する場合は、県内在住者及び県内出身者を積極的に雇用すること。 ・指定管理者に求められる業務を適確に実践できる施設長を配置すること。 ・組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が適切であること。 ・職員に対する研修内容が、点字図書館において必要とする点訳等の専門分野のものであり、かつ、研修参加できる体制が整っていること。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	9
	(2) 安定的な運営が可能となる経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者指定申請にあたり、法人内の意思決定が適切に行われていること。 ・財務状況等、申請者の経営基盤が安定していること。 	9

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
		・金融機関等の支援・協力体制が十分であること。	

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
5 その他	(1) 利用者要望への対応	・利用者の要望の把握方法及び利用者からの苦情に対する対応が適切であること。	6
	(2) 緊急時の対応	・訓練等非常災害対策に関する計画が適切であること。 ・事故が発生した場合の対応方法、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策、損害賠償保険への加入及び再発防止対策等が適切であること。	6
	(3) 個人情報保護、情報公開の取組及び公益通報者保護の取組	・個人情報保護法及び山形県個人情報保護条例を遵守し、従業者等が業務上知り得た利用者等の秘密保持のための措置が適切であること。 ・山形県情報公開条例等を遵守し、施設管理業務に関する保有文書の公開を行うための措置が適切であること。 ・公益通報者保護に関する措置が適切であること。	6
合 計			100 点

7 選 定 理 由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（以下、「A」という。）を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準1について
 - ・2団体とも各審査項目の基準を満たしていた。
- 選定基準2について
 - ・施設の平等利用の確保について、2団体とも同程度の評価であった。
- 選定基準3について
 - ・管理経費における経済性について、Bが高い評価を得た。
 - ・施設のサービスの向上及び利用者の増加を図るための具体的手法、施設の維持管理について、Aがやや高い評価を得た。

- 選定基準4について
 - ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制、財務状況及び経営基盤については、Aが高い評価を得た。
- 選定基準5について
 - ・利用者要望への対応、個人情報、情報公開及び公益通報者保護の取組については、2団体とも同程度の評価であった。
 - ・緊急時の対応については、Aがやや高い評価を得た。
- 合計点について
 - ・審査委員5名全員がAを上位に評価した。

以上、安定的な運営が可能となる人的能力、運営体制及び経済的基盤について評価が高く、総合評価による審査の結果、A（社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会）を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。

区分（選定基準）	A （社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会）	B
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	3.80	3.80
3	44.08	43.72
4	15.12	7.56
5	12.00	11.76
合計	75.0	66.8

（注1）点数は、各審査員の平均値である。

（注2）点数の合計は小数第2位を四捨五入したものである。

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 指定

令和2年12月県議会の議決を経て、令和3年1月15日に指定管理者として指定した。